

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2014
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



富士山周辺を走る371系

写真提供 志賀祐一郎氏

JR東海は「御殿場線80周年」キャンペーンの一環で、臨時急行「御殿場線80周年371」を運転すると発表し「371系ラストラン」を実施した。371系はかつて、JR御殿場駅から小田急線新宿駅へ乗り入れる特急「あさぎり」で活躍した車両で11月末に引退しました。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成27年2月2日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

- 日時：平成27年1月15日(木)～16日(金)
- 会場：産学協同センター 4階講堂
- ※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分
- 受講料：42,000円(会員は36,000円)
- テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内
 電話 03-3685-5448 F A X 03-3682-4902
 URL : <http://www.jwes-1st.jp>

第55回溶接技術競技会 参加者募集!

あなたも出場してみませんか

東京都溶接協会は平成27年3月14日に第55回溶接技術競技会を開催し、手溶接と半自動溶接の優勝者を東京都代表として次回の全国溶接競技会に派遣する。溶接作業に従事し挑戦意欲のある出場希望者、自社の溶接技術水準を確認したい管理者・経営者の方はこの機会に選手を派遣してください。

第61回全国溶接競技会は平成27年10月17・18日の両日、大阪府摂津市のポリテクセンター関西で開催されます。
 ◇本大会の申込みと参加資料の請求は下記事務局まで。

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内
 電話 03-3685-5448 F A X 03-3682-4902
 URL : <http://www.jwes-1st.jp>

性能検査ご案内

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

お問合せ・お申込みにつきましては下記URLへ
(全国18事務所を掲載)

URL <http://www.bcsa.or.jp>

登録性能検査機関

お客様のボイラー、クレーンなどの性能検査について、様々なニーズに応じたきめ細かい良質なサービスを提供します。

- ・ お客様のご要望に応じた性能検査の年間受検計画の作成と検査の実施
- ・ 早朝検査、休日検査への柔軟な対応
- ・ 検査日変更や検査希望日への弾力的な対応
- ・ 検査料金支払い方法の事前相談
- ・ 技術や法令などの様々な相談への丁寧な迅速な対応

ボイラー等とクレーン等の両方の性能検査ができる国内唯一の検査機関です。

- ・ すべての事務所内で同一検査日にボイラー等とクレーン等の両方の検査が可能
- ・ 同一検査日で、多基数検査の場合は、複数の検査員による対応

登録製造時等検査機関

登録製造時等検査機関として厚生労働大臣登録を受け平成26年1月より第一種圧力容器の登録製造時等検査を開始しております。

- ・ 受検時の稼働停止時間の短縮への配慮
- ・ 豊富な経験と科学的な目により、お客様の安全を守ります。
- ・ 延べ224万基にのぼる検査実績から蓄積されたノウハウ
- ・ 経験を踏まえた五感検査と検査機器による科学的検査
- ・ 公正な検査とその結果の丁寧な説明

性能検査



労働安全衛生法に基づき検査証の交付を受けたボイラー、クレーン等の検査証には有効期間が記載されており、この有効期間が切れますとその機械等は使用することができなくなりま

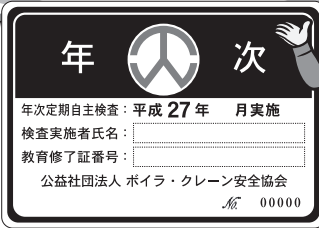
検査員

全国18事業所に配置する約130名の法定資格を有する検査員がお伺いします。

このため、有効期間が満了する前に、有効期間を更新するための性能検査を受ける必要があります。



定期自主検査者安全教育を受けてステッカーを貼ろう



平成26年度 全国検査・検定員研修 開催

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

今年度の全国検査・検定員研修は、東京・亀戸のアンフェリシオン及び機缶健保会館で第1回11月13日～14日と第2回11月20～21日の日程で開催しました。開催にあたり前田会長のあいさつ、荒川事務局長より協会業務運営について訓示がありました。「厳正な性能検査の実施」について検査長の指示、検査員によるボイラー・クレーンの事例発表・意見交換をし、今後の検査・検定業務の質・技術の向上を図りました。



研修会議

あなたも出場してみませんか！

平成二十六年
第52回ボイラー溶接士溶接技能競技
全国大会の開催について

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

厚生労働省後援・日刊工業新聞社協賛の技能競技全国大会は、左記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

- 開催期日 平成二十七年一月二十三日(金)
- 開催場所 産学協同センター
- 〒136-0073 江東区大島三十一
- 申込締切日 平成二十六年十二月十日(水)
- ※なお、大会の申込みと参加資料の請求は左記まで。



▶ 競技風景

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部
〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館
教育部直通 TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp

＜外国人労働者の採用と就労資格について＞

日本国籍を持たない者を労働者として採用する際には、入国に際して与えられた在留資格が就労可能なものか否かの確認が必要となります。

＜不法就労＞

「短期滞在」や「研修」などの就労が認められない在留資格で在留している外国人や、在留期間を超えていたり、あるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人は就労することができません。このような外国人が就労した場合には不法就労となり、退去強制等に処せられます。また、就労できる場合であっても、職種や時間を制限した在留資格もあります。これらの制限を超えて就労させた場合も不法就労となります。

不法就労外国人を雇用した事業主、不法就労となる外国人をあっせんした者等不法就労を助長した者は、入管法第73条の2により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。また、集団密航者を運んできた者からその密航者を収受して、支配管理下に置いたまま不法就労させている場合、不法就労助長罪のほか入管法74条の4により5年以下の懲役又は300万円以下の罰金(営利目的があれば1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金)に処せられます。なお、退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者にかくまう等の行為をした場合、入管法第74条の8により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(営利目的があれば5年以下の懲役及び500万円以下の罰金)に処せられます。

＜在留資格＞

外国人は出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」といいます。)で定められている在留資格の範囲内において、日本国内での活動が認められています。現在在留資格は27種類あり、就労の可否により次の3区分に分類できます。

1. 就労活動に制限がない在留資格(4種類)

(1) 永住者、(2) 日本人の配偶者等、(3) 永住者の配偶者等、(4) 定住者

日系2世、3世は「日本人の配偶者等」または「定住者」として在留する場合にのみ、就労活動に制限がありません。これに対して、「短期滞在」の在留資格により在留している日系人は、地方入国管理局で在留資格の変更の許可を受けなければ就労できません。

2. 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格(17種類)

(1) 外交、(2) 公用、(3) 教授、(4) 芸術、(5) 宗教、(6) 報道、(7) 投資・経営、(8) 法律・会計業務、(9) 医療、(10) 研究、(11) 教育、(12) 技術、(13) 人文知識・国際業務、(14) 企業内転勤、(15) 興行、(16) 技能、(17) 特定活動(ワーキングホリデー、技能実習生、EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士等)

3. 原則として就労が認められない在留資格(6種類)

(1) 文化活動、(2) 短期滞在、(3) 留学、(4) 就学、(5) 研修、(6) 家族滞在

「留学」、「就学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合には、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。

資格外活動の許可を得た場合、「留学」の在留資格をもって在留する外国人については原則として1週28時間まで、「就学」の在留資格をもって在留する外国人については原則として1日4時間まで就労することが可能となります。また、「留学」の在留資格をもって在留する外国人は、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間まで就労することが可能となります。

また、就労の内容、就労場所等について個別に審査を受けた上で資格外活動の許可を得れば「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人については、原則として1週28時間まで就労することが可能となります。

＜採用に際しての在留資格確認について＞

入管法上の在留資格を受けて国内に滞在している外国人は、原則として「在留カード」が交付されます。観光や不法に滞在する者には交付されませんので、外国人を雇い入れようとする場合は、まず在留カードの提示を求めてください。

在留カードは表面に就労制限の有無が記載されています。就労できない場合は「就労不可」と記載されています。就労に制限のない場合は「就労制限なし」と記載されています。就労に一部制限がある場合は「在留資格に基づく就労活動のみ可」「指定書記載期間での在留資格に基づく就労活動のみ可」「指定書により指定された就労活動のみ可」の何れかが記載されます。指定書とは法務大臣が交付するもので、個々に許可した活動等について記載されているので、これに従って雇用することとなります。

在留カードの裏面には、資格外活動についての記載欄があります。この欄は表面に「就労不可」の記載がある者が、その資格外の活動について許可を申請し、許可された場合にその旨が記載されますので、裏面を確認して判断することとなります。資格外活動の許可対象となる在留資格は「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」で、許可されると「許可(原則週28時間以内・風俗営業等を除く)」や、「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」と記載されます。

また、在留カードは全ての合法的な外国人滞在者に対して交付されているわけではありません。次の者は在留カードを所持していなくても、就労が可能になる場合がありますので、旅券等の関係書類で確認する必要があります。

- ① 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある場合
- ② 従前の制度である「外国人登録証」から在留カードへの切り替えが済んでいない者
- ③ 3カ月以下の在留期間が与えられた者
- ④ 「外交」「公用」等の在留資格が与えられた者

なお、中長期在留者に付与されている「外国人登録証明書」は、在留カードに切り替えが済むまでは有効となります。切り替えは平成27年7月までに完了することとされています。

＜採用時・退職時の届出＞

一般に、外国人を雇用した場合には次の通りに「外国人雇用状況」の届出が義務付けられています。採用、退職の際に在留カード等を確認して、一定の事項を届出する必要があります。

(1) 雇用保険の被保険者である外国人に係る届出

雇用保険の被保険者資格の取得届又は喪失届の備考欄に、在留資格、在留期間、国籍・地域等を記載して届け出ることができます。届出期限は取得届又は喪失届の提出期限と同様です(雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内)。

(2) 雇用保険の被保険者ではない外国人に係る届出

所定の届出様式に、氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域等を記載して届出ることとなります。届出期限は雇入れ、離職の場合ともに翌月末日までです。

※ 上段は学科 下段は実技		講習予定表						公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp										
講習名	事務所	12月		1月		2月		講習名	事務所	12月		1月		2月				
玉掛け技能講習	東京	16	17	13	14	19	20	フォークリフト運転技能講習	東京	11	8	9						
			21		24		28			13	14	20	10	11	17			
	千葉			20	21				千葉	3	4				19	20		
				25						7	13	14				22	28	3/1
	埼玉	3	4	14	15				埼玉				28	29		26		
			7		18								31	2/7	2/8	28	3/7	3/8
	神奈川	4	5			19	20		神奈川	5			14					
		7				22		7	14	21	18	24	25					
茨城	11	12					茨城											
		14																
栃木	2	3	15	16	3	4	栃木	5			9	20		6	23			
		4		17		5		6	7	13	10	11	17	21	22	23		
甲信	11	12	15	16	19	20	甲信											
		14		18		21												
小型移動式クレーン運転技能講習	東京			19	20			床上操作式クレーン運転技能講習	東京									
				31														
	千葉	17	18						千葉	11	12					12	13	
			21								14						15	
	埼玉					9	10		埼玉	10	11	21	22			18	19	
						14					13		24			21		
	神奈川								神奈川							5	6	
															8			
茨城							茨城			15	16							
										18								
栃木					12	13	栃木			27	28							
					15					29								
甲信	4	5			5	6	甲信			22	23							
		6			7					24								

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

ガス溶接技能講習

一、日時・会場
学科：十二月十六日(火)午前八時四十分～午後五時三十分、江東区大島三十一、一、産学協同センター

実技：十二月十七日(水)午前八時四十分～午後五時三十分、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料 一四、〇〇〇円
テキスト代 六三〇円

JIS溶接評価試験

日時・会場
一月十日(土)
東京都溶接協会
一月十一日(日)
東京都溶接協会
二月七日(土)
東京都溶接協会
二月八日(日)
東京都溶接協会
二月二十一日(土)
城東職業能力開発センター
三月七日(土)
東京都溶接協会

アーク溶接作業従事者特別教育

一、日時・会場
学科：三月二十四日(火)午前九時～午後五時、二十五日(水)午前九時～午後〇時、江東区大島三十一、一、産学協同センター
実技：三月二十五日(水)午後一時～午後五時、二十六日(木)午前九時～午後五時、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料
会員 二〇、七〇〇円
一般 二四、七〇〇円

<申込先>
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

グライントラ特別教育

一、日時・会場
十二月九日(火)午前九時～午後五時、江東区大島三十一、一、産学協同センター

二、受講料
会員 一三、六〇〇円
一般 一四、六〇〇円

十二月(師走)

1日▽映画の日
鉄の記念日
歳末助け合い運動
3日▽秩父夜祭
障害者週間
4日▽入権週間
5日▽納めの水天宮
7日▽大雪
8日▽こと納め・針供養
9日▽漱石忌
京都了徳寺大根焚き
10日▽世界人権デー
納めの金毘羅
11日▽エロプロダクツ2014
(13日東京ビックサイト)
14日▽東京高輪泉岳寺義士祭
15日▽年賀郵便特別扱い
17日▽東京浅草観音歳の市
18日▽納めの観音
20日▽東京都高校生溶接コンクール
21日▽納めの大師
22日▽冬至
23日▽天皇誕生日
24日▽クリスマススイア
納めの地蔵
25日▽クリスマス
26日▽官庁御用納め
28日▽納めの不動
31日▽年越し
大はらい
除夜の鐘

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体にご確認下さい。